総 務 生 活 常 任 委 員 会

日時：令和７年１月21日（火）
午前９時30分から
場所：第１委員会室

１　所管課からの報告

〔市長戦略部〕

〇戦略推進課

・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業について

〇広報プロモーション課

・XPO2025大阪・関西万博「地方創生SDGsフェス」への出展について（資料あり）

〔危機管理部〕

〇危機管理課

・令和６年度静岡県原子力防災訓練について（資料あり）

〔行政経営部〕

〇人事課

・令和６年人事院給与勧告の骨子と島田市の対応について（資料あり）

〇財政課

・島田市職員の旅費制度の改正について（資料あり）

〇資産活用課

・伊太小学校跡地利活用事業の優先交渉権者への資産の引き渡し方法について（資料あり）

２　その他

総務生活常任委員会資料【報告事項】
市長戦略部広報プロモーション課

2025 大阪・関西万博「地方創生 SDGs フェス」への出展について

1　「地方創生 SDGs フェス」の概要

（1）日　時　　令和７年５月 28 日（水）～６月１日（日）　10：00～21：00

（2）会　場　　2025 年日本国際博覧会　会場内（大阪　夢洲）
EXPO メッセ「WASSE」（約 2,000 ㎡）

（3）内　容　　各地方自治体による先導的な地方創生SDGsの取組みを発信し、エンターテインメント要素を交え、各自治体が誇る特色を体験・体感できるブースを展開する。会場には、桃太郎電鉄のゲームをモチーフとした装飾が出現するとともに、デジタルコンテンツを使って、各ブースを楽しく周遊することができる。

（4）主催者　　内閣府　地方創生事務局

（5）出展者　　51 自治体　38 ブース（予定）

【会場イメージ】

2　出展の目的

島田市緑茶化計画を旗印としたシティプロモーションの取組みを全国さらには世界に発信することで、本市の認知度向上を図り、交流人口の増加や地域産業の活性化に繋げる。

3　出展の内容

（1）展示ブース
サイズ３ｍ×３ｍ

（2）展 示 内 容
- 島田市緑茶化計画を軸とした本市の魅力の紹介
- 島田市緑茶化計画のコンセプトティや関連商品の販売
- 本物の茶の木の展示や茶揉み工程のアトラクションなどによるお茶体験

【展示ブースイメージ】

＜総務生活常任委員会提出資料＞　　令和７年１月 21 日

令和６年度静岡県原子力防災訓練について

（危機管理部危機管理課）

１　目的

原子力災害における災害応急対応の習熟及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、原子力災害広域避難計画の実効性の検証を行うことを目的とする。

２　実施日・訓練項目

種別	月日	訓練項目
図上訓練	R7.1.29（水）	(1)OFC 運営訓練／OFC (2)市災害対策本部運営訓練（テレビ会議運営訓練）／大会議室 (3)緊急時モニタリング訓練（市実動訓練）／市役所敷地
実動訓練	R7.2.2（日）	(4)住民避難訓練（62 人参加予定）／六合公民館 (5)安定ヨウ素剤配付訓練／六合公民館 (6)避難退域時検査場所運営訓練／新東名高速道路静岡ＳＡ (7)避難経由所運営訓練／富士川緑地

３　訓練想定

最大震度７の地震を起因として、中部電力㈱浜岡原子力発電所４号機で過酷事故が発生し、放射性物質が放出され、政府より原子力緊急事態宣言が発出された。

六合中学校に設置した簡易電子線量計が１時間当たり 20μSvを観測したため、六合の区域（避難単位）に１週間以内での避難指示を発令した。

静岡県と東京都との協議の結果、避難先は東京都に決定

４　実動訓練タイムスケジュール（概略）

時　間	内　容
7:45～8:00	住民避難訓練
7:45～8:30	広報車による広報・住民への周知訓練　（消防署・消防団による広報）
8:00～8:25	安定ヨウ素剤配付訓練　（確認票記載、問診、配付）
8:30	バス出発
9:00～9:45	新東名高速道路静岡ＳＡ（上り）バス着 （避難退域時検査場所運営訓練（スクリーニング体験訓練））
9:45	新東名高速道路静岡ＳＡ（上り）バス発
10:30	富士川緑地公園　バス着（避難経由所運営訓練）
11:00	富士川緑地公園　住民バス発
12:00	住民：六合公民館　バス着　解散

【令和７年１月21日 総務生活常任委員会】
行政経営部　人事課

令和６年人事院給与勧告の骨子と島田市の対応について

◎令和７年２月18日提案分（補正予算）

人事院勧告	島田市の対応（案）
本年度の給与改定 実施時期　令和６年４月１日（遡及） １　月例給与 ・初任給を大卒12.1%（23,800円）、 高卒12.8%（21,400円）引上げ ・おおむね30歳台後半までの号俸に重点を置いて改定	国家公務員俸給表に準じて改定 （引上げ）
２　ボーナス 引上率　**4.50月分 → 4.60月分** ※民間の支給割合4.60月分 （令和６年度） 12月期　期末手当　1.225月 → 1.275月 勤勉手当　1.025月 → 1.075月 （令和７年度） ６月期　期末手当　1.225月 → 1.25月 勤勉手当　1.025月 → 1.05月 12月期　期末手当　1.275月 → 1.25月 勤勉手当　1.075月 → 1.05月	国家公務員に準じて改定（引上げ） ※改定整理表は、別紙１のとおり

◎令和７年２月27日提案分（当初予算）

人事院勧告	島田市の対応（案）
来年度の給与改定 実施時期　令和７年４月１日 １　俸給 ・初任給・若年層の水準を大幅引上げ ・職責重視の体系とし、役割に見合う処遇に見直し	国家公務員俸給表に準じて改定 （引上げ）
２　地域手当 ・都道府県単位（中核的な市は個別指定）とし、 級地を５段階に削減の上で最新民間賃金を反映	国家公務員に準じて改定 段階的に実施（R7:2% , R8:4%）
３　扶養手当 ・配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額 別紙１のとおり	国家公務員に準じて改定
４　管理職員特別勤務手当 ・平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯を 午後10時から翌日の午前５時までに拡大 （現在は午前０時から午前５時まで）	国家公務員に準じて改定

その他の改定

【住居手当（持家分）】

・国からは廃止を基本とした見直しを行うように助言あり

・２年間で段階的に引き下げ、令和７年度は現在の半額（2,150円）、令和８年度に廃止

別紙1

1　期末勤勉手当

職種	区分	令和6年度当初			令和6年度			令和7年度		
		6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
議員（指定職）	期末相当	0.65	0.65	1.300	0.65	0.675	1.325	0.6625	0.6625	1.325
	勤勉相当	1.05	1.05	2.100	1.05	1.075	2.125	1.0625	1.0625	2.125
	計	1.700	1.700	3.400	1.700	1.750	3.450	1.725	1.725	3.450
特別職（特定管理職員）	期末相当	1.025	1.025	2.050	1.025	1.075	2.100	1.05	1.05	2.100
	勤勉相当	1.225	1.225	2.450	1.225	1.275	2.500	1.25	1.25	2.500
	計	2.250	2.250	4.500	2.250	2.350	4.600	2.300	2.300	4.600
一般職	期末	1.225	1.225	2.450	1.225	1.275	2.500	1.25	1.25	2.500
	勤勉	1.025	1.025	2.050	1.025	1.075	2.100	1.05	1.05	2.100
	計	2.250	2.250	4.500	2.250	2.350	4.600	2.300	2.300	4.600
再任用	期末	0.6875	0.6875	1.375	0.6875	0.7125	1.400	0.7	0.7	1.400
	勤勉	0.4875	0.4875	0.975	0.4875	0.5125	1.000	0.5	0.5	1.000
	計	1.175	1.175	2.350	1.175	1.225	2.400	1.200	1.200	2.400
会計年度任用	期末	1.225	1.225	2.450	1.225	1.275	2.500	1.25	1.25	2.500
	勤勉	1.025	1.025	2.050	1.025	1.075	2.100	1.05	1.05	2.100
	計	2.250	2.250	4.500	2.250	2.350	4.600	2.300	2.300	4.600

2　扶養手当

	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（1人あたり）	10,000円	11,500円	13,000円

【令和７年１月21日 総務生活常任委員会】
行政経営部　財政課

島田市職員の旅費制度の改正について

１　改正の目的等

(1) 目的

急激な物価変動への対応及び公費の適正な支出の確保を目的に国家公務員の旅費法等が改正となることを受け、旅費条例等の改正を行う。

(2) 改正予定年月日　令和７年４月１日

２　主な改正内容

「最も経済的な通常の経路及び方法」を堅持した上で、次のとおり改正する。

(1) 宿泊料（国に準拠。上限額については規則委任）

地域別の上限付き実費支給とする。（東京：19,000 円/泊、大阪：13,000 円/泊ほか）

(2) 日当・宿泊手当（国に準ずるが、市は一泊素泊まりを原則とする。額については規則委任）

日当を廃止し、定額の宿泊手当を支給する。一泊素泊まりを原則とし、１夜当たり定額 2,400 円の宿泊手当を支給する。ただし、夕・朝食が含まれたプランが指定されている場合などは、その分宿泊手当を減額する。（夕・朝食それぞれ３分の１ずつ減額）

(3) 食卓料（国に準拠）

廃止する。

(4) 鉄道賃

特急料金の距離規定を廃止する。（国に準拠）

(5) 車賃（国：距離規定なし）

１km 当たり 37 円を廃止し、実費支給とする。なお、支給条件は、現行の片道２キロ以上を片道１キロ以上に変更する。（特に必要と認める場合は１キロ未満も可）

日当、宿泊料の改正概要

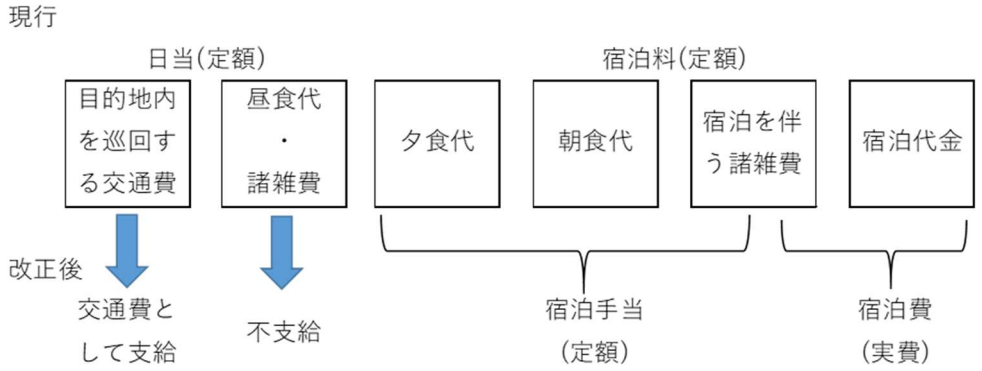

(6) その他（現行の移転料、着後手当、扶養親族移転料等）

国に準じて改正する。

(7) 市費の適正な支出の確保

国に準じ、条例と施行規則に違反して旅費を受給した場合は、旅費の返納を求めるとともに、給与等からの控除を可能とする。

３　議員、消防団員、駿遠学園職員、総合医療センター職員等への対応

議員、消防団員、駿遠学園職員、総合医療センター職員等についても、この改正内容を受けての例規改正が予定される。

総務生活常任委員会　報告事項
令和７年１月 21 日
行政経営部　資産活用課

伊太小学校跡地利活用事業の優先交渉権者への資産の引き渡し方法について

１　これまでの経緯と現状

令和５年２月 20 日	島田市立小学校跡地利活用事業公募型プロポーザルの実施
令和５年３月　１日	学校法人島田学園を伊太小学校跡地利活用事業の優先交渉権者に決定
令和６年３月末	伊太小学校閉校
令和６年４月～	校舎の一部を島田第一小学校の放課後児童クラブとして使用 屋内運動場を社会体育施設として使用

２　旧伊太小学校の鑑定評価（令和６年７月）

鑑定評価額	１４８，２３０，０００円
内訳（土地）	１２４，１５０，０００円
（建物）	２４，０８０，０００円

３　島田学園への資産の引き渡し方法

・プロポーザル時、島田学園からは土地と建物の無償譲渡の提案があった。

・土地については、将来の建物取り壊し費用を減額しても 124,150,000 円の資産価値があり、これを無償譲渡できないと判断。条例（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 第４条第１号）に基づき、公共的団体である学校法人島田学園に対して無償貸付したいと考える。

・建物については、資産価値 24,080,000 円を上回る取り壊し費用 64,920,000 円が見込まれるため、議会の議決をいただいた上で無償にて譲渡し（地方自治法第 96 条第１項第６号及び 237 条第２項)、市の将来的な費用負担をなくしたいと考える。

４．今後の予定

令和７年２月	議会に建物の無償譲渡に係る議案上程
令和７年３月	議決後、学校法人島田学園との契約締結に向けて最終調整
令和７年４月以降	資産の引き渡し